

COI プログラム 令和 4 年度加速支援 募集要項

募集期間

令和 3 年 12 月 27 日（月）～令和 4 年 1 月 26 日（水）17 : 00

※本公募は令和 4 年度政府予算の成立を前提としており、予算の成立状況によっては、実施スケジュール・実施内容等、変更・調整が必要となる場合があることをあらかじめご了承ください。



イノベーション拠点推進部

令和 3 年 12 月

お問い合わせ先

原則として、お問い合わせは電子メールでお願いします。

（お急ぎの場合を除きます）

国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）

イノベーション拠点推進部 企画課

〒102-0076 東京都千代田区五番町 7 K's 五番町

電話番号：03-6272-4602

e-mail：coi@jst.go.jp

（受付時間：10:00～12:00 13:00～17:00※）

※土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く

[電話でご質問いただいた場合でも、電子メールでの対応をお願いする場合がありますので、ご承知おきください]

COI プログラムのダウンロードページ

<https://www.jst.go.jp/coi/download/download.html>

に、準備が出来次第、最新の情報やよくあるご質問を掲載予定ですので、あわせてご参照ください。

目次

第 1 章 COI 加速支援	6
1.1 COI プログラム 令和 4 年度加速支援について	6
1.1.1 COI 加速支援の目的	6
1.1.2 COI 加速支援のマネジメント	6
1.2 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ	6
1.2.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について	6
1.2.2 ダイバーシティの推進について	8
1.2.3 公正な研究活動を目指して	9
第 2 章 COI 加速課題の募集・選考	10
2.1 募集対象となる研究開発提案	10
2.2 スケジュール	10
2.3 実施期間	11
2.4 委託費	11
2.5 採択予定課題数	11
2.6 提案要件	11
2.6.1 提案者	11
2.6.2 提案における組織・責任者	11
2.7 提案方法	13
2.8 審査（事前評価）の流れ	14
2.9 利益相反マネジメントの実施	15
2.10 審査の観点	17
第 3 章 研究推進等について	17
3.1 COI 加速課題実施計画の作成	17
3.2 委託研究契約	18
3.3 委託研究費	18
3.3.1 直接経費	19
3.3.2 間接経費	20
3.4 評価	21

3.5 中核機関等の責務等	21
3.6 研究機関の責務等	22
3.7 その他留意事項	26
3.7.1 出産・子育て・介護支援制度	26
3.7.2 JREC-IN Portal のご利用について	26

第 4 章 提案に際しての注意事項 28

4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について	28
4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置	29
4.3 他府省を含む他の競争的研究費の応募受入状況	32
4.4 不正使用及び不正受給への対応	32
4.5 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置	35
4.6 関係法令等に違反した場合の措置	35
4.7 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について	35
4.8 繰越について	36
4.9 府省共通経費取扱区分表について	36
4.10 費目間流用について	36
4.11 年度末までの研究期間の確保について	36
4.12 研究設備・機器の共用促進について	37
4.13 博士課程学生の処遇の改善について	38
4.14 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について	39
4.15 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について	40
4.16 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について	40
4.17 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）	41
4.18 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について	42
4.19 社会との対話・協働の推進について	43
4.20 オープンアクセスおよび研究データマネジメントについて	43
4.21 バイオサイエンスデータベースセンターからのデータ公開について	44
4.22 論文謝辞等における体系的番号の記載について	45
4.23 競争的研究費改革について	45
4.24 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について	46
4.25 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について	47

4.26 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について	51
4.27 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて	51
4.28 e-Rad からの内閣府への情報提供等について	52
4.29 研究者情報の researchmap への登録について	52
4.30 JST からの特許出願について	52
4.31 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度について	53
4.32 研究機関における研究インテグリティの確保について	53

第 5 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について..... 55

5.1 e-Rad について	55
5.2 e-Rad を利用した提案書類の提出について	55
5.3 e-Rad の使用に当たっての留意事項	55
5.4 システムを利用した申請の流れ	57
5.5 e-Rad の操作方法に関する問い合わせ先	58
5.6 提案書類提出・作成時の注意事項	58
5.7 e-Rad の操作方法と注意事項	59

第 1 章 COI 加速支援

1.1 COI プログラム 令和 4 年度加速支援について

1.1.1 COI 加速支援の目的

センター・オブ・イノベーション（COI）プログラムは平成 25 年より開始し、令和 3 年 12 月現在、COI プログラムにて採択されている 18 拠点（以下、「COI 拠点」といいます。）は支援終了に向けた研究開発成果のとりまとめと、終了後の更なる飛躍に向けた活動に取り組んでいます。

一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大/長期化による研究開発活動への影響が見受けられるなかで、ウィズ/ポストコロナ社会に資する研究開発成果を早期に社会実装する事が、より一層求められています。

こうした状況に鑑み、COI 拠点に対する支援は令和 3 年度末をもって終了しますが、継続的な取組により更なる成果が見込まれる研究開発内容について支援（以下、「COI 加速支援」といいます。）を実施します。これにより、COI 拠点において得られた成果の最大化に向けた活動を推進し、COI 拠点の更なる飛躍に資する取組を促進するとともに、ウィズ/ポストコロナ時代における社会変革に貢献します。

なお、本 COI 加速支援の目的の範囲内において、参画する研究者の人材育成に努めてください。

1.1.2 COI 加速支援のマネジメント

COI 加速支援のマネジメントとして、JST は総括ビジョナリーリーダー（総括 VL）をプログラムディレクター（PD）として設置するとともに、ビジョナリーリーダー（VL）をプログラムオフィサー（PO）として配置します。

1.2 応募・参画を検討されている研究者等の方々へ

1.2.1 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた貢献について

JST は持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献します！

2015 年 9 月に開催された「国連持続可能な開発サミット」において、人間、地球および繁栄のためのより包括的で新たな世界共通の行動目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする成果文書「**我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ**」が全会一致で採択されました。SDGs の 17 のゴールは、人類が直面している持続可能性に関する諸課題を示しているだけでなく、これらの課題を統合的かつ包摂的に解決していくことが求められており、科学技術イノベーションによりこれらの社会課題の解決や、より良い政策決定に資する科学的根拠を提供する

ことが期待されています。これらの役割は、1999年に国際科学会議で採択された「科学と科学的知識の利用に関する世界宣言」（ブダペスト宣言※）の中で示された、新たな科学の責務である「社会における科学と社会のための科学」と一致すると言えます。わが国の科学技術政策を推進する中核的機関として、JSTは先端的な基礎研究を推進するとともに、社会の要請に応える課題解決型の研究開発に取り組んでいます。SDGsはJSTの使命を網羅しうる世界共通の目標であり、JSTの事業を通じて産学官民と共創し、持続可能な社会の実現に研究者の皆様と一緒に取り組んでいきたいと思っています。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長 濱口 道成

※ブダペスト宣言では、「知識のための科学」「平和のための科学」「開発のための科学」「社会における科学と社会のための科学」が21世紀の科学に対する責任、挑戦そして義務として明記されています。

○持続可能な開発目標（SDGs）とJSTの取組等については、以下のウェブページを参照してください。

（和文） <https://www.jst.go.jp/sdgs/actionplan/index.html>

（英文） <https://www.jst.go.jp/sdgs/en/actionplan/index.html>



1.2.2 ダイバーシティの推進について

JST はダイバーシティを推進しています！

科学技術イノベーションをもたらす土壌には「ダイバーシティ（多様性）」が必要です。年齢、性別、国籍を問わず、多様な専門性、価値観等を有する人材が参画し、アイデアを出し合い、共創、共働してこそ新しい世界を拓くことができます。JST は、あらゆる科学技術においてダイバーシティを推進することにより未来社会の課題に取り組み、我が国の競争力強化と心の豊かさの向上に貢献していきます。国連の持続可能な開発目標（SDGs）においてもジェンダー平等をはじめダイバーシティとも深く関わりのある目標が掲げられており、国内のみならず世界共通の課題解決にも貢献していきます。

現在、女性の活躍が「日本最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置づけられています。研究開発においても、女性の参画拡大が重要であり、科学技術イノベーションを支える多様な人材として女性研究者が不可欠です。JST は女性研究者の積極的な応募に期待しています。JST では、従来より実施している「出産・子育て・介護支援制度」について、利用者である研究者の声に耳を傾け、研究復帰可能な環境づくりを図る等、制度の改善にも不断に取り組んでいます。

新規課題の募集と審査に際しては、多様性の観点も含めて検討します。

研究者の皆様、積極的なご応募をいただければ幸いです。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長 濱口 道成

みなさまからの応募をお待ちしております

多様性は、自分と異なる考えの人を理解し、相手と自分の考えを融合させて、新たな価値を作り出すためにあるという考えのもと、JST はダイバーシティを推進しています。これは国内の課題を解決するだけでなく、世界共通の課題を解決していくことにつながり、海外の機関と協力しながらダイバーシティ推進を通して SDGs 等地球規模の社会課題に取り組んでいきます。

JST のダイバーシティは、女性はもちろんのこと、若手研究者と外国人研究者も対象にしています。一人ひとりが能力を十分に発揮して活躍できるよう、研究者の出産、子育てや介護について支援を継続し、また委員会等についてもバランスのとれた人員構成となるよう努めています。幅広い人たちが互いに切磋琢磨する環境を目指して、特にこれまで応募が少なかった女性研究者の方々の

応募を歓迎し、新しい価値の創造に取り組めます。

女性研究者を中心に、みなさまからの積極的な応募をお待ちしております。

国立研究開発法人科学技術振興機構

副理事 ダイバーシティ推進室長 渡辺 美代子

1.2.3 公正な研究活動を目指して

公正な研究活動を目指して

近年の相次ぐ研究不正行為や不誠実な研究活動は、科学と社会の信頼関係を揺るがし、科学技術の健全な発展を阻害するといった憂慮すべき事態を生み出しています。研究不正の防止のために、科学コミュニティの自律的な自浄作用が機能することが求められています。研究者一人ひとりは自らを厳しく律し、崇高な倫理観のもとに新たな知の創造や社会に有用な発明に取り組み、社会の期待にこたえていく必要があります。

JSTは、研究資金の配分機関として、研究不正を深刻に重く受け止め、関連機関とも協力して、社会の信頼回復のために不正防止対策について全力で取り組みます。

1. JSTは研究活動の公正性が、科学技術立国を目指すわが国にとって極めて重要であると考えます。
2. JSTは誠実で責任ある研究活動を支援します。
3. JSTは研究不正に厳正に対処します。
4. JSTは関係機関と連携し、不正防止に向けて研究倫理教育の推進や研究資金配分制度の改革などに取り組みます。

私たちは、夢と希望に満ちた明るい未来社会を実現するために、社会の信頼のもとで健全な科学文化を育まねばなりません。引き続き、研究コミュニティや関連機関のご理解とご協力をお願いします。

国立研究開発法人科学技術振興機構

理事長 濱口 道成

第 2 章 COI 加速課題の募集・選考

※1 章の記載も合わせて必ずご確認ください

2.1 募集対象となる研究開発提案

COI 加速支援では、下記の種別（A）及び（B）に該当する研究開発に該当するものを、「COI プログラムにおける特定研究開発の加速課題」（以下、「COI 加速課題」といいます。）として設定します。COI 拠点で現在実施している研究開発全体のうち、COI 加速支援の趣旨に合致する研究開発内容を選び、COI 加速課題として提案してください。

種別（A）：新型コロナウイルス感染症の流行の影響に伴い進捗に支障が発生した研究開発

COI プログラム期間内に実施中の内容で、進捗に遅延等の支障が発生しているが、加速支援期間内に遅延を回復する等により、明確な成果が見込まれるもの。

種別（B）：ウィズ/ポストコロナ社会における社会変革への寄与が期待される研究開発

COI プログラム期間内に着手している、または COI プログラムでの成果／進捗の延長線上に設定される内容で、加速支援期間内にウィズ/ポストコロナ社会における社会変革への寄与が期待され、明確な成果が見込まれるもの。

1 つの COI 拠点が提案可能な COI 加速課題は、原則 1 課題のみです。

ただし、COI 加速課題の下に、目標達成のために必要な複数のテーマを設定することが可能です。

なお、必ずしも COI 拠点で推進している研究開発課題（COI プログラムの「【計画様式 3】2021 年度計画書様式」に定めるもの）を COI 加速課題におけるテーマとして設定する必要はなく、適宜組み替えなどを行って差し支えありません。

2.2 スケジュール

募集・審査、採択に係るスケジュールは以下の通りです。

〈募集・審査〉

募集開始	令和 3 年 12 月 27 日（月）
募集終了	令和 4 年 1 月 26 日（水）17 時
書類審査期間	令和 4 年 1 月下旬～2 月上旬
面接審査	令和 4 年 2 月 11 日（金）、2 月 13 日（日）
結果通知	令和 4 年 2 月中旬以降

〈採択後〉

計画書の提出	令和 4 年 2 月下旬以降
研究開発開始	令和 4 年 4 月 1 日（金）（予定）

2.3 実施期間

COI 加速支援の実施期間は、原則として 1 年間（令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月）とします。

2.4 委託費

COI 加速支援の委託費は、原則、1 課題あたり上限 1.0 億円（直接経費）とします。

なお、研究開発の推進にあたり、特段必要な場合には、1 課題あたり上限 1.5 億円（直接経費）まで申請可能とします。その場合、特段必要な理由を追加様式に記載いただきます。詳細は、「5.7（3）提出書類について」をご確認ください。

※間接経費については別途措置します。詳細は、「3.3 委託研究費」をご確認ください。

2.5 採択予定課題数

6～8 件程度

※採択課題数は予定であり、増減することがあります。

2.6 提案要件

2.6.1 提案者

提案者は COI 拠点の中核機関とします。

2.6.2 提案における組織・責任者

COI 加速支援では、提案にあたり、以下の組織や責任者を定めていただきます。

（1）中核機関

中核機関は、提案のとりまとめ機関である大学等（※）であり、採択後、実施期間中を通して中心的な役割を担います。なお、COI 拠点の運営・マネジメントを担っている中核機関以外の機関が、本提案の中核機関となることは原則として認められません。

（2）参画機関

中核機関以外の、COI 加速課題に参画するすべての大学等・企業等（※）です。

COI 加速課題に参画する大学等は、JST と委託研究契約を締結する必要があります。JST は当該契約に基づき、大学等に必要に応じた額の委託費を支出します。課題に参画する企業等は、課題推進のための資金・リソースを拠出します。また企業等は、JST と委託研究契約は締結しませんが、中核機関あるいは、いずれかの参画機関（大学等）と共同研究契約等を締結します。共同研究契約書等の写しは、研究開始後 3 か月を目途に、JST に提出していただきます。

参画機関の役割は、以下の通りです。

- ・中核機関とともに、COI 加速課題の目標達成に必要な研究開発を推進すること
- ・中核機関がとりまとめる JST からの各種依頼に対応すること

また、参画機関の実施期間中での追加・退出は、VL の承認を得た上で、適宜可能です。

○海外機関の参画について

海外機関が、COI 加速課題に参画することは可能です。ただし、大学等に相当する機関であっても、JST とは委託研究契約を締結しません。

なお、海外企業が COI 加速課題に参画する場合、中核機関及び国内の各参画機関は、当該海外企業に対して「大学・国立研究開発法人の外国企業との連携に係るガイドライン—適正なアプローチに基づく連携の促進—（中間とりまとめ）」（令和元年 6 月 21 日 内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)）に準拠した形での連携が求められます。

※ 大学等及び企業等：

大学等：国公立大学、大学共同利用機関、国立研究開発法人、国立試験研究機関、公設試験研究機関、高等専門学校、研究開発を自ら行っている特殊法人・独立行政法人・公益法人等（研究開発を目的として設立された法人であり、研究開発業務について公益目的事業の認定を受け、法人税非課税となっている法人に限る）

企業等：企業（株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社）、地方自治体（都道府県、政令指定都市、市町村、特別区）及びその他の機関

(3) COI 加速課題代表者（PI）

COI 加速課題代表者（PI）は COI 加速課題の責任者です。提案時に中核機関に身分を有している、あるいは、研究開発開始後速やかに中核機関に身分を有する予定であること（雇用形態、勤務形態は問わない）を要件とします。

なお、必ずしも COI 拠点におけるプロジェクトリーダー（PL）、研究リーダー（RL）等に限らず、提案内容に適切な者を COI 加速課題代表者（PI）として差し支えありません。ただし、必要に応じて、事前に COI 拠点の PL、RL 等に相談の上、提案してください。

（4） 研究開発責任者・実施責任者・テーマリーダー

COI 加速課題における、参画機関・テーマごとの責任者です。役割は以下の通りです。

- ・研究開発責任者：中核機関と各参画機関（大学等）における COI 加速課題の研究開発実施上の責任者

- ・実施責任者：各参画機関（企業等）における COI 加速課題の研究開発実施上の責任者

- ・テーマリーダー：大学等に身分を有する各テーマの進捗管理等の責任者

※中核機関の研究開発責任者は、COI 加速課題代表者（PI）となります。

※テーマリーダーは、COI 加速課題代表者（PI）や研究開発責任者と兼ねることが可能です。

2.7 提案方法

本加速支援では、e-Rad からの応募情報登録（提案書類のアップロード）が必要となります。e-Rad の操作方法については「第 5 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について」（55 ページ～）を参照してください。

なお、締切までに e-Rad を通じた応募手続きが完了していない課題提案については、いかなる理由があっても審査の対象とはいたしません。

また、一般社団/財団法人等の、大学等に該当することが明らかではない機関・法人が、大学等として参画を希望する場合は、中核機関、参画機関を問わず、e-Rad にて応募する前に速やかに事務局までお問合せください。JST にて大学等に該当するか判定を行い、企業等に該当すると判断された場合は、JST と委託研究契約を締結することはできません。

- ・連絡先：coi@jst.go.jp

- ・件名：【公益判定依頼】【COI 加速支援】問い合わせ者所属・氏名

【提案書様式の入手方法】

e-Rad で受付中の公募一覧から、公募要領と提案書様式がダウンロード可能です。また、下記ホームページにも準備が出来次第、公開予定です。

<https://www.jst.go.jp/coi/download/download.html>

2.8 審査（事前評価）の流れ

（1）形式審査

提案書類について、応募の要件（提案者の要件、提案内容の要件、必要な書類の有無、不適正経理に係る申請資格の制限等）を満たしているかについて審査します。応募の要件を満たしていないものは、以降の審査の対象から除外されます。

（2）書類審査

COI 加速課題選考委員会において、書類審査を実施します。なお、書類審査を踏まえ、面接審査を実施する提案を選考する場合があります。

（3）面接審査

COI 加速課題選考委員会において、面接審査を実施します。面接審査の実施要領・日程等は提案者に改めてお知らせいたします。

（4）採択候補提案の選定

書類審査及び面接審査を踏まえ、JST が採択候補提案を選定します。

（5）COI 加速課題実施計画等の調整

採択候補提案に関し、提案者と JST との間で、COI 加速課題実施計画及び委託研究契約に係る採択条件の調整を行います。なお、審査の結果、本採択に加えて、条件付き採択（テーマの一部を採択するなど）を行う場合があります。

採択条件に合意できない場合は、採択辞退とみなします。

（6）採択課題の決定・公表

採択条件の合意が得られた COI 加速課題について、JST が採択を決定します。採択した COI 加速課題については、COI 加速課題名、COI 加速課題代表者（PI）等の氏名・所属機関名・役職、中核機関名、参画機関名、COI 加速課題の概要を JST のホームページ等で公表します。不採択の場合は、提案内容の公表は一切行いません。

※審査の過程においては、提案者及び提案書に連名する機関（以下「提案者等」という）に対し、提案内容等についての問い合わせを行う場合があります。

※審査は全て非公開で行います。

※審査の経過は通知いたしません。また、お問い合わせにも応じられませんのでご了承ください。

2.9 利益相反マネジメントの実施

公正で透明な評価及び研究資金配分を行う観点から、JST の規定に基づき、以下の利益相反マネジメントを実施します。

(1) 選考に関わる者の利益相反マネジメント

公正で透明な評価を行う観点から、COI 加速課題の主要メンバー（COI 加速課題代表者（PI）、研究開発責任者、テーマリーダー、実施責任者を指す）に関して、以下に示す利害関係者は選考に加わりません。

a. COI 加速課題の主要メンバーと親族関係にある者。

※ここでいう親族関係とは、配偶者、四親等内の血族、三親等内の姻族又は同居の親族を指します。

b. COI 加速課題の主要メンバーと大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の学科、専攻等又は同一の企業の同一部門に所属している者。

c. COI 加速課題の主要メンバーと緊密な共同研究を行う者。（例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは COI 加速課題の主要メンバーの研究課題の中での共同研究者等をいい、拠点の主要メンバーと実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者）

d. COI 加速課題の主要メンバーと密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。

e. COI 加速課題の主要メンバーの研究課題と学術的な競争関係にある者又は市場において競争関係にある企業に所属している者。

f. その他 JST が利害関係者と判断した者。

(2) COI 加速課題代表者（PI）の利益相反マネジメント

COI 加速課題代表者（PI）が「PI に関係する機関」を COI 加速課題の参画機関とする提案を行い、「PI に関係する機関」に対して JST から研究資金が配分されることは、PI の利益相反に該当する可能性があります。従って、PI と「PI に関係する機関」との間の利益相反について、当該関係の必要性、合理性、妥当性等を考慮して適切に判断し、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

「PI に関係する機関」とは、以下のいずれかに該当する場合の COI 加速課題の参画機関をいいます。なお、a 及び b については PI のみではなく、PI の配偶者及び一親等内の親族（本項では、「PI

及び配偶者等」と総称) についても同様に扱います。

a. PI 及び配偶者等の研究開発成果を基に設立した機関。

(直接的には経営に関与せず技術顧問等の肩書きを有するのみの場合、株式を保有しているのみの場合を含む。)

b. PI 及び配偶者等が役員 (CTO を含み、技術顧問を含まない。) に就任している機関。

c. PI が株式を保有している機関。

d. PI が実施料収入を得ている機関。

「PI に関係する機関」を COI 加速課題の参画機関とする提案について、当該機関の必要性、合理性、妥当性等の観点から COI 加速課題選考委員会の委員長が審議します。

そのため、「PI に関係する機関」を COI 加速課題の参画機関とする場合、【提案様式 1 の特記事項欄】にて「PI に関係する機関」が COI 加速課題の参画機関に含まれていることを申告してください。

なお、PI の利益相反マネジメントを実施するにあたり、別途資料を提出いただく場合があります。

(3) JST の利益相反マネジメント

JST が出資している企業 (以下「出資先企業」といいます。) を本事業が採択し、研究資金を配分することは、JST の利益相反 (組織としての利益相反) に該当する可能性があります。従って、JST と出資先企業との間の利益相反について、第三者から疑義を招くこと等を避けるために利益相反マネジメントを実施します。

JST の出資先企業を参画機関とする提案について、出資先企業を採択する必要性、合理性、妥当性等について、COI 加速課題選考委員会の委員長が審議します。

そのため、JST の出資先企業を参画機関とする場合、【提案様式 1 の特記事項欄】にて出資先企業が参画機関に含まれていることを申告してください。

なお、本マネジメントは JST の公正性及び透明性を担保するために実施するものであり、JST から出資を受けていることが本事業の採択において不利に働くことはありません。JST の利益相反マネジメントへのご協力をお願いします。

※JST の出資先企業については以下ウェブページを参照してください。なお、出資を終了した企業は利益相反マネジメントの対象ではないため、申告の必要はありません。

<https://www.jst.go.jp/entre/result.html#M01>

※申告の基準日は COI 加速支援の募集開始日とします。当該日時点で JST からの出資が公表されている企業について申告してください。出資内定済み等であるものの未公表の企業については、JST 内部の機密保持のため、申告の必要はありません。JST の出資公表については以下ウェブページを参照してください。

<https://www.jst.go.jp/entre/news.html>

2.10 審査の観点

審査の観点は、以下の通りです。

審査の項目	審査の主な観点
拠点ビジョン（※）との関係	・ COI 拠点が掲げた拠点ビジョンの実現に資するものであるか。 ・ COI 拠点で実施してきた取組又はそこで得られた成果の更なる展開/進捗を図るものであるか。
研究開発計画の内容	・ 研究開発計画において、COI 加速課題の終了時の達成目標が具体的かつ明確に設定されているか。 ・ 達成目標の実現に向けた適切な研究開発体制が設けられているか。 ・ 達成目標の実現性が見込まれる計画内容であるか。
ウィズ/ポストコロナ社会への対応	・ 新型コロナウイルス感染症の拡大/長期化により、COI プログラム期間内に遅延が生じ、それに対応したものであるか。また、遅延の回復等により明確な成果が見込まれるか（種別（A））。 ・ ポスト/ウィズコロナ社会における社会課題解決に繋がるものであるか。また、社会課題解決により社会変革への寄与が見込まれるか（種別（B））。

※拠点ビジョン：

COI プログラムの「【計画様式 3】2021 年度計画書様式」に定めるもの。COI 拠点が目指す将来のありたい社会の姿。

第 3 章 研究推進等について

3.1 COI 加速課題実施計画の作成

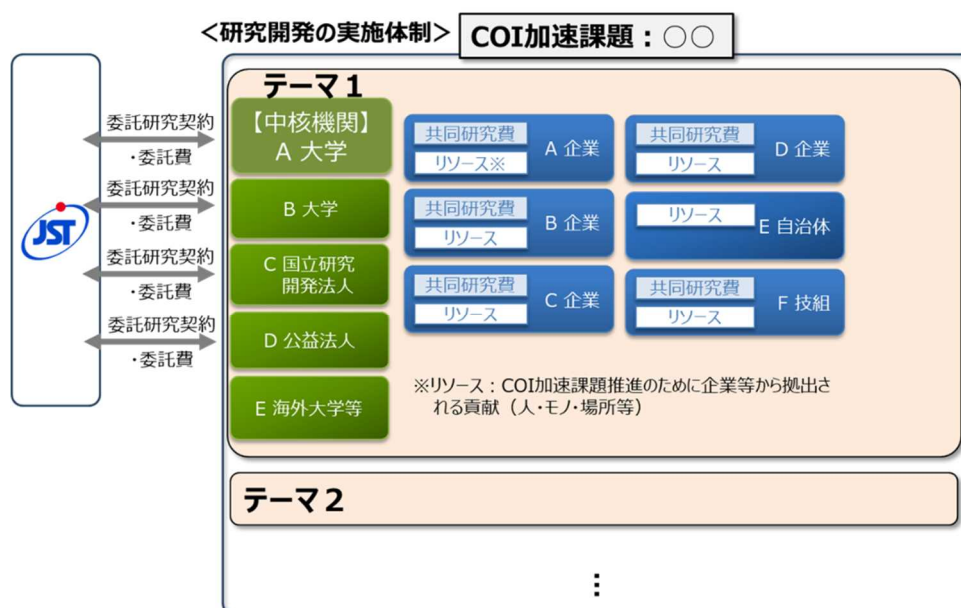
採択決定後、COI 加速課題代表者（PI）は、COI 加速課題実施計画書を作成し、中核機関がとりまとめて提出してください。実施計画書には委託費の使途や実施体制についての計画が含まれます。実施計画書は VL の承認を経て決定します。

VL は実施計画書の承認にあたり、審査の過程や、COI 加速課題の進捗状況、各種評価の結果等を

基に、実施計画に対する助言や調整、指示を行います。

なお委託費及び実施体制は、VL によるマネジメント、各種評価の結果、COI 加速支援全体の予算状況等に応じ、支援の途中で随時見直しを行います。

3.2 委託研究契約



- a. 採択後、JST は中核機関・参画機関のうち大学等に相当する機関（以下、「研究機関」といいます。）との間で委託研究契約を締結します。
- b. 研究機関との委託研究契約が締結できない場合、公的研究費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、また、財務状況が著しく不安定である場合には、当該研究機関では研究が実施できないことがあります。詳しくは、「3.6 研究機関の責務等」（22 ページ～）を参照してください。
- c. 研究開発により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール条項）に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、原則として研究機関に帰属します。ただし、海外の研究機関に対しては適用されません。

3.3 委託研究費

JST は委託研究契約に基づき、直接経費に間接経費（原則、直接経費の 30%）を加え、委託研究費（委託費）として研究機関に支払います。

3.3.1 直接経費

直接経費とは、COI 加速課題の実施に直接的に必要な経費で、COI 加速課題全体の運営・マネジメントに係る経費を含みます。直接経費は、以下の使途に支出することができます。

- a. 物品費：新たに設備（※1）・備品・消耗品等を購入するための経費
- b. 旅 費：研究開発責任者および COI 加速課題実施計画書記載の加速課題参加者等の旅費
- c. 人件費・謝金：COI 加速課題参加者（但し、研究開発責任者を除く（※2））の人件費・謝金
- d. その他：研究成果発表費用（論文投稿料等）、機器リース費用、運搬費等（※2）

※1 新たな研究設備・機器の購入に当たっては、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器システムの導入について」（平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）において運用すべきとされている「研究組織単位の研究設備・機器共用システム（以下「機器共用システム」といいます。）」等の活用を前提としていただきます。詳しくは、「4.12 研究設備・機器の共用促進について」（37 ページ）を参照してください。共通化した機器であっても、維持管理・運用にかかる経費であれば支出を認めます。

※2 大学等においては、原則として JST 競争的研究費事業によるプロジェクトの研究代表者（以下、「PI」という。）となる者を対象として、一定の要件を満たした場合に限り PI の人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することができます。以下に必要な要件を定めていますのでご確認ください。

- 「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）及び、直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について（連絡）」（令和 2 年 9 月 17 日）

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf>

なお、本加速支援においては、バイアウト経費及び直接経費からの研究代表者（PI）の人件費支出については、COI 加速課題代表者（PI）のみを対象といたします。人件費の取り扱いについては、以下の事務処理説明書を募集要項と併せてご確認ください。

（令和 3 年度共通版）

<https://www.jst.go.jp/contract/seikatenkai/2021/seikatenkaia.html>

（補完版（暫定版））

<https://www.jst.go.jp/coi/download/download.html>

※事務処理説明書の共通版について、上記は令和 3 年度版のウェブページです。令和 4 年 4 月に、令和 4 年度版を公開する予定です。

事務処理説明書の補完版については、令和 3 年度中は、上記 COI プログラムのウェブページ内にて暫定的に公開する予定です。正式版は、令和 4 年 4 月以降に公開する予定です。

情報が更新され次第、COI プログラムのウェブページ等でお知らせいたします。

(注)直接経費として支出できない経費の例

- ・ COI 加速課題の目的に合致しないもの
- ・ 間接経費による支出が適当と考えられるもの
- ・ 委託研究費の精算等において使用が適正でないと JST が判断するもの (※)

※ JST では、委託研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本事業特有のルール・ガイドラインを設けています。また、大学等（大学、公的研究機関、公益法人等で JST が認めるもの）と企業等（主として民間企業等の大学等以外の研究機関）では、取扱いが異なる場合があります。詳しくは、以下の URL にて最新の事務処理説明書等を参照してください。

<https://www.jst.go.jp/contract/seikatenkai/2021/seikatenkaia.html>

上記 URL は研究成果展開事業の研究契約書類が掲載されている TOP ページ（令和 3 年度版）となります。準備ができ次第、令和 4 年度版の研究契約書類を公開します。

なお、研究開発を目的とした再委託は原則禁止です（研究開発要素を含まない解析等の請負契約は可能です）。

3.3.2 間接経費

間接経費とは、COI 加速課題実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費であり、原則として研究費（直接経費）の 30%が措置されます。研究機関は、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」（平成 13 年 4 月 20 日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ/令和 3 年 10 月 1 日改正）に則り、間接経費の使用にあたり、使用に関する方針等を作成の上、計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保する必要があります。

3.4 評価

VL は、外部有識者等の協力を得て、事後評価等、COI 加速課題の各種評価を実施します。

事後評価は、COI 加速課題終了後できるだけ早い時期又は COI 加速課題終了前の適切な時期に実施します。上記の他、VL が必要と判断した時期に、課題評価を行う場合があります。

COI 加速課題の各種評価の結果は、以後の COI 加速課題の実施計画の調整等に反映します。評価結果によっては、COI 加速課題の早期終了（中止）や一部縮小等の措置を取ります。

3.5 中核機関等の責務等

中核機関、COI 加速課題代表者（PI）、研究開発責任者、その他大学等における研究参画者は、JST の委託費が国民の貴重な税金で賄われていることを十分に認識し、委託費を公正かつ効率的に執行する責務があります。

(1) COI 加速課題のマネジメント

中核機関は、COI 加速課題遂行上のマネジメント、成果の公表等を含む COI 加速課題の推進全般についての責任を持つ必要があります。COI 加速課題実施計画書の作成、各種承認申請書の提出及び定期的な報告書の提出等は、中核機関が行ってください。

特に、COI 加速課題実施計画の大幅な変更（例えば参画企業の経営上の都合等により、COI 加速課題の継続に困難が生じる事態が発生した場合等）は、中核機関は速やかにその旨を JST に連絡してください。

(2) COI 加速課題内の予算配分

PI は、COI 加速課題を実施するにあたり、定められた予算額内において、委託費の配分を行うとともに、その結果について説明責任を持ちます。PI は、COI 加速課題の目標達成に資する取組のために、機動的な予算配分を行ってください。

(3) COI 加速課題の評価等への対応

VL は、各種評価の結果に基づき、COI 加速課題実施計画や共同研究体制の見直し等を PI に求めることがあります。評価結果によっては、COI 加速課題実施計画の変更だけでなく、委託費の増額・減額や委託研究契約の中止を行うことがあります。

(4) 情報共有の推進

研究開発の相乗効果を最大限引き出すために、COI 加速課題内での有用な知見・知的財産権などの情報共有が重要です。PI は、大学等や企業等の担当者とともに、COI 加速課題内で許容する情報共有の範囲、研究開発により得られた知的財産権の取扱い等について協議し、COI 加速課題内

の情報共有を推進する必要があります。

3.6 研究機関の責務等

(1) 委託研究契約の締結

JST は、研究機関と個別に委託研究契約を締結します。委託研究契約を締結するにあたっては、関係する国の法令等の遵守はもとより JST の委託研究契約書に定める契約条項に同意することが必要になりますが、万一、その内容（経費の積算を含む）について双方の合意が得られない場合は、採択された COI 加速課題であっても契約に至らない場合があります。なお、国の政策や政府予算の制限等、やむを得ない事情が生じた場合には、JST は COI 加速課題の実施計画の変更又は COI 加速課題の中止を求めることがあります。

(2) 経理管理、実施報告

研究機関は、委託費の経理状況を常に把握するとともに、委託費の使用にあたっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努める必要があります。また、本委託費は、国の予算から支出されているため、会計検査の対象となり実地検査が行われる場合があります。また、委託研究契約に基づく各種報告書を適宜 JST に提出していただきます。これら各種報告書は中核機関で取りまとめていただきます。

(3) 取得物品の帰属

JST が支出する委託費により研究機関が取得した物品等については、当該研究機関に帰属させることが可能です。なお、これら物品等は、善良な管理者の注意をもって適切に管理する必要があります。

(4) 調査への協力

COI 加速課題終了後、JST が実施する追跡調査（フォローアップ）等にご協力いただく可能性があります。その他、必要に応じて、COI 加速課題実施期間中における進捗状況の調査等にもご協力いただきます。

(5) 外部リソースの管理

中核機関においては、拠点に提供される民間資金を含む外部リソース（※）の管理を適切に行ってください。実績を JST へ報告していただきます。COI 加速課題に参画する企業等は、COI 加速課題について自ら支出する経費に関する帳票類について、当該企業等の内部規定に基づいて保管してください。

※ 外部リソース：

COI 加速課題の活動を通じて獲得したものであり、かつ COI 加速課題の活動に貢献する民間

資金（共同研究費、受託研究費、寄附金、会費等を含む）、参画機関の企業等から提供されるリソース、及び競争的研究費等の公的な外部資金の総称。「企業等から提供されるリソース」とは、COI 加速課題推進のために企業等から拠出される貢献（大学等への資金提供を除く）を意味します。

（リソースの例）

- ・ COI 加速課題のために企業等が大学等に拠出する設備、備品等
- ・ COI 加速課題のために企業等が直接支出する研究開発の経費（物品費、人件費、旅費等）
- ・ COI 加速課題のために企業等が直接支出するマネジメントにかかる経費 等

（6）企業等との共同研究契約等について

研究機関は、参画する企業等と共同研究契約等を締結し、JST にその写しを提出する必要があります。参画機関間での COI 加速課題の実施に関する契約・覚書等であれば、契約方式は各 COI 加速課題の判断にお任せします。大学等と民間企業が締結した共同研究契約等については、COI 加速課題開始後 3 ヶ月以内を目途に、そのコピーを JST に提出していただきます。提出していただいたコピーは JST 内で管理し、非公開とします。

（7）知的財産権の帰属、管理等

研究開発により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権）については、産業技術力強化法第 17 条（日本版バイ・ドール制度）を適用し、同条に定められた一定の条件（出願・成果の報告等）の下で、原則発明者の持ち分に応じて当該発明者が所属する機関に帰属させることができます。

（8）研究開発の成果等の発表

COI 加速支援により得られた成果は、知的財産の保護等、各 COI 加速課題が定める運営方針に留意した上で、国内外の学協会、マスコミ等に広く公表し、COI 加速課題で開発された試作品、製品等について説明・展示する機会やスペースを設ける等、積極的に成果の公開・普及に努めてください。また、JST は COI 加速課題実施期間中及び COI 加速課題終了後、必要に応じて、得られた成果の発表を求める場合があります。

新聞、図書、雑誌又は論文等によって COI 加速支援で得られた成果を発表される場合は、JST に事前にご連絡いただくとともに、COI 加速支援による成果であることを必ず明記していただきますようお願いいたします。

研究機関は、研究を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するとともに、研究を効率的に実施するよう努めなければなりません。以下に掲げられた責務が果たせない研究機関における研究実施は認められませんので、応募に際しては、研

究の実施を予定している全ての研究機関から事前承諾を確実に得てください。

- a. 研究機関は、原則として JST が提示する内容で研究契約を締結しなければなりません。また、研究契約書、事務処理説明書、研究計画書に従って研究を適正に実施する義務があります。研究契約が締結できない場合、もしくは当該研究機関での研究が適正に実施されないと判断される場合には、当該研究機関における研究実施は認められません。

※令和 4 年度委託研究契約書のひな形については、正式決定されるまでは、下記 COI プログラムのウェブページ内にて暫定版を公開する予定です。正式版は、令和 4 年 3 月中旬以降に公開する予定です。情報が更新され次第、COI プログラムのウェブページ等でお知らせいたします。

<https://www.jst.go.jp/coi/download/download.html>

- b. 研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定／令和 3 年 2 月 1 日改正）」に基づき、研究機関の責任において公的研究費の管理・監査の体制を整備した上で、委託研究費の適正な執行に努める必要があります。また、研究機関は公的研究費の管理・監査に係る体制整備等の実施状況を定期的に文部科学省へ報告するとともに、体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（「4.24（1）「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について」（46 ページ））。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

- c. 研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）」に基づき、研究機関の責任において必要な規程や体制を整備した上で、不正行為の防止に努める必要があります。また、研究機関は当該ガイドラインを踏まえた体制整備等に関する各種調査に対応する義務があります。（「4.25（1）「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について」（47 ページ））。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

- d. 研究機関は、研究参加者に対して、上記 b.c.記載のガイドラインの内容を十分認識させるとともに、JST が定める研究倫理に係る教材を履修させる義務があります。
- e. 研究機関は、研究費執行に当たって、柔軟性にも配慮しつつ、研究機関の規程に従って適切に支出・管理を行うとともに、JST が定める事務処理説明書等により本事業特有のルールを設けている事項については当該ルールに従う必要があります。（科学研究費補助金を受給している研究機関は、委託研究費の用途に関して事務処理説明書に記載のない事項について、研

研究機関における科学研究費補助金の取扱いに準拠することが可能です。)

- f. 研究機関は、研究の実施に伴い発生する知的財産権が研究機関に帰属する旨の契約を研究参加者と取り交わす、または、その旨を規定する職務規程を整備する必要があります。特に研究機関と雇用関係のない学生が研究参加者となる場合は、当該学生が発明者となり得ないことが明らかな場合を除き、本研究の実施の過程で当該学生が行った発明（考案等含む）に係る知的財産権が研究機関に帰属するよう、あらかじめ当該学生と契約を締結する等の必要な措置を講じておく必要があります。なお、知的財産権の承継の対価に関する条件等について、発明者となる学生に不利益が生じないよう配慮した対応を行うこととしてください。

また、当該知的財産権について、移転または専用実施権の設定等を行う場合は、原則として事前に JST の承諾を得る必要がある他、出願・申請、設定登録、実施、放棄を行う場合は、JST に対して所要の報告を行う義務があります。

- g. 研究機関は、JST による経理の調査や国の会計検査等に対応する義務があります。
- h. 研究機関は、事務管理体制や財務状況等に係る調査等により JST が指定する場合は、委託研究費の支払い方法の変更や研究費の縮減等の措置に従う必要があります。

また、JST の中長期目標期間終了時における事業評価により JST の解散や事業縮小が求められる場合や、国における予算措置の状況に変化が生じる場合には、委託研究契約の特約事項に従って、契約期間中の契約解除や委託研究費縮減の措置を行うことがあります。また、研究課題の中間評価等の結果を踏まえて、委託研究費の増減や契約期間の変更、研究中止等の措置を行う場合があるほか、研究の継続が適切でないと JST が判断する場合には、契約期間中であっても、契約解除等の措置を行うことがあります。研究機関は、これらの措置に従う必要があります。

- i. 研究機関が、国もしくは地方自治体の機関である場合、当該研究機関が委託研究契約を締結するに当たっては、研究機関の責任において委託研究契約開始までに必要となる予算措置等の手続きを確実に実施しなければなりません。(万が一、契約締結後に必要な手続きの不履行が判明した場合、委託研究契約の解除、委託研究費の返還等の措置を講じる場合があります。)
- j. 研究開発活動の不正行為を未然に防止する取組の一環として、JST は、新規採択の研究課題に参画しかつ研究機関に所属する研究者等に対して、研究倫理に関する教材の受講および修了を義務付けています(受講等に必要の手続き等は JST で行います)。研究機関は対象者が確実に受講・修了するよう対応ください。

これに伴い JST は、当該研究者等が JST の督促にもかかわらず、JST が定める修了義務を果たさない場合は、委託研究費の全部又は一部の執行停止を研究機関に指示します。指示

にしたがって研究費の執行を停止するほか、指示があるまで、研究費の執行を再開しないでください。

- k. 研究の適切な実施や研究成果の活用等に支障が生じないよう知的財産権の取扱いや秘密保持等に関して、JST との委託研究契約に反しない範囲で参画機関との間で共同研究契約を締結するなど、必要な措置を講じてください。
- l. 委託研究費の執行に当たっては、国費を財源とすることから、経済性・効率性・有効性・合規性・正確性に十分留意しつつ、その説明責任を果たせるよう適切な処理を行ってください。また、計画的な執行に努めることとし、研究期間終了時又は年度末における予算消化を目的とした調達等がないよう注意してください。

3.7 その他留意事項

3.7.1 出産・子育て・介護支援制度

JST では男女共同参画推進の取組の一環として、出産・子育て・介護支援制度を実施しています。本制度は JST 事業の研究費(間接経費を除く)により研究員等として専従雇用されている研究者が、ライフイベント(出産・育児・介護)に際し研究を継続できること、また研究を一時中断せざるを得ない場合は、研究に復帰した時点からのキャリア継続を図ることができることを目的として、研究課題等に「男女共同参画促進費」(上限金額: 月額 30 万円×支援月数)を支給します。

詳しくは、以下ウェブページを参照してください。

<https://www.jst.go.jp/diversity/about/research/child-care.html>

3.7.2 JREC-IN Portal のご利用について

研究者人材データベース(JREC-IN Portal <https://jrecin.jst.go.jp/>)は、国内最大級の研究人材キャリア支援ポータルサイトとして、研究者や研究支援者、技術者などの研究にかかわる人材の求人情報を無料で掲載し、閲覧できるサービスです。

現在、13 万人以上のユーザにご登録いただいている他、大学や公的研究機関、民間企業等の求人情報を年間 19,000 件以上掲載しております。加えて、JREC-IN Portal の Web 応募機能等を利用することで、応募書類の管理を簡略化できると共に、求職者の負担も軽減することができます。研究プロジェクトの推進に当たって高度な知識をもつ研究人材(ポストドクター、研究者等)をお探しの際には、是非 JREC-IN Portal をご活用ください。

また、JREC-IN Portal は researchmap と連携しており、履歴書や業績一覧の作成機能では、researchmap に登録した情報を用いて簡単にこれらの応募書類を作成できます(researchmap の

詳細については 4.29 を参照してください)。

第 4 章 提案に際しての注意事項

4.1 研究倫理教育に関するプログラムの受講・修了について

研究提案者は、研究倫理教育に関するプログラムを修了していることが応募要件となります。修了していることが確認できない場合は、応募要件不備とみなしますのでご注意ください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了済み申告の手続きは以下の（１）～（２）のいずれかにより行ってください。e-Rad での入力方法は「第 5 章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法について」（55 ページ）を参照してください。

（１）所属機関におけるプログラムを修了している場合

所属機関で実施している e ラーニングや研修会などの各種研究倫理教育に関するプログラムを応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了済と申告してください。

（２）所属機関におけるプログラムを修了していない場合（所属機関においてプログラムが実施されていない場合を含む）

a. 過去に JST の事業等において eAPRIN（旧 CITI）を修了している場合

JST の事業等において、eAPRIN（旧 CITI）を応募申請時点で修了している場合は、e-Rad の応募情報入力画面で、修了済と申告してください。

b. 上記 a.以外の場合

所属機関において研究倫理教育に関するプログラムが実施されていないなど、所属機関で研究倫理教育に関するプログラムを受講することが困難な場合は、JST を通じて eAPRIN（旧 CITI）ダイジェスト版を受講することができます。受講方法は、研究提案公募ウェブページを参照してください。

研究提案公募ウェブページ [https:// www.jst.go.jp/coi/download/download.html](https://www.jst.go.jp/coi/download/download.html)

以下 URL より受講をしてください。

<https://edu2.aprin.or.jp/ard/>

受講にかかる所要時間はおおむね 1～2 時間程度で、費用負担は必要ありません。速やかに受講・修了した上で、e-Rad の応募情報入力画面で、修了していること及び受講確認書に記載されている受講確認書番号（数字 7 桁+ARD※）を申告してください。

※令和元年 8 月以前に修了した場合は、Ref # から始まる番号になります。

■研究倫理教育に関するプログラムの内容についての相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 監査・法務部 研究公正課

E-mail : rcr-kousyu@jst.go.jp

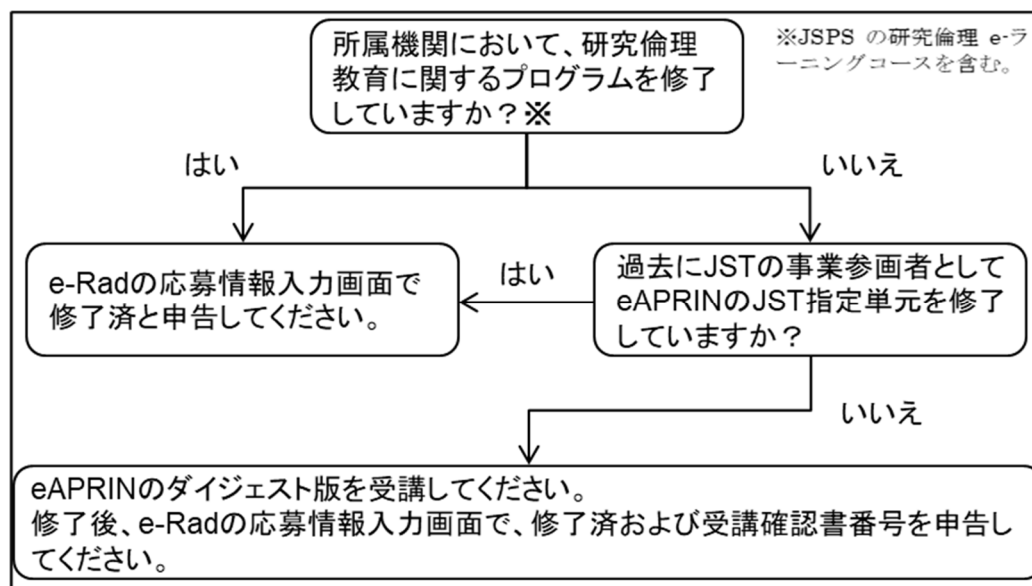
■公募に関する相談窓口

国立研究開発法人科学技術振興機構 イノベーション拠点推進部 企画課

E-mail : coi@jst.go.jp

※メール本文に公募名、e-Rad の課題 ID、研究提案者名、課題名を記載してください。

研究倫理教育に関するプログラムの受講と修了申告フローチャート



なお、JST では、本事業に参画する研究者等について「eAPRIN（旧 CITI）」の指定単元を受講・修了していただくことを義務づけております。次年度においても同様に対応しますので、採択の場合は、原則 として全ての研究参加者に「eAPRIN（旧 CITI）」の単元を受講・修了していただきます（ただし、所属機関や JST の事業等において、既に JST が指定する eAPRIN（旧 CITI）の単元を修了している場合を除きます）。

4.2 不合理な重複・過度の集中に対する措置

○不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究課題（競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をい

う。)に対して、国又は独立行政法人(国立研究開発法人含む。以下同じ。)の複数の競争的研究費が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において選考対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費の削減(以下、「採択の決定の取消し等」といいます。)を行うことがあります。

- ・実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究課題について、複数の競争的研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の競争的研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的研究費制度への応募を制限するものではありませんが、他の競争的研究費制度に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

○過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的研究費制度を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ(以下「研究者等」といいます。)に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間(※)100%に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ過大な研究費が配分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的研究費制度に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

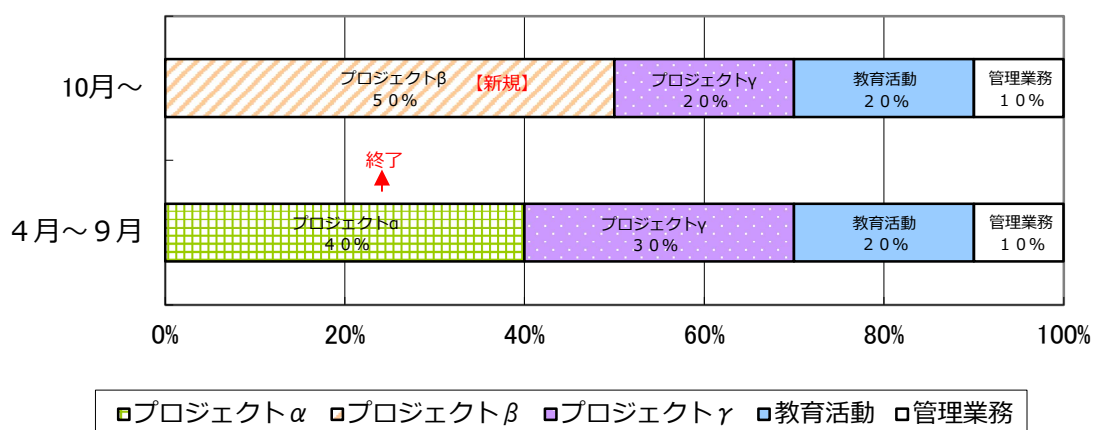
※研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動中や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

エフォートの考え方

エフォートの定義について

- 第3期科学技術基本計画によれば、エフォートは「研究に携わる個人が研究、教育、管理業務等の各業務に従事する時間配分」と定義されています。
- 研究者の皆様が課題を申請する際には、当該研究者の「全仕事時間に対する当該研究の実施に必要なとする時間の配分割合」※を記載していただくことになります。
- なお、この「全仕事時間」には、研究活動にかかる時間のみならず、教育活動や管理業務等にかかる時間が含まれることに注意が必要です。
- したがって、エフォートの値は、研究計画の見直し・査定等に応じて、変更し得ることになります。

例：年度途中でプロジェクトαが打ち切れ、プロジェクトβに採択された場合の全仕事時間の配分状況（この他、プロジェクトγを一年間にわたって実施）



- このケースでは、9月末でプロジェクトαが終了（配分率40%）するとともに、10月から新たにプロジェクトβが開始（配分率50%）されたことにより、プロジェクトγのエフォート値が30%から20%に変化することになります。

※「競争的資金の適正な執行に関する指針」（競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ、平成29年6月22日改正）

○不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募（又は採択課題・事業）内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）などを通じて、他府省を含む他の競争的研究費制度の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的研究費制度におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

○所属機関への適切な報告

研究資金や兼業等に関する情報の他、寄附金に関する情報、資金以外の施設・設備等による支援に関する情報を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性の確保のために必要な情報について、適切に所属機関に報告してください。申請に当たり所属機関への適切な報告についての確認を行います。

また、所属機関に対して当該情報の把握・管理の状況についての確認を求めることがあります。

なお、本項に関しては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和 3 年 4 月 27 日統合イノベーション戦略会議決定）に基づき、「競争的資金の適正な執行に関する指針」（競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ、平成 29 年 6 月 22 日改正）の改正後、別途詳細な取扱を明示いたします。

4.3 他府省を含む他の競争的研究費の応募受入状況

不合理な重複・過度の集中排除に関する記入内容について、応募書類に事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

4.4 不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」といいます。）については以下のとおり厳格に対応します。

○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

（i）契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

（ii）申請及び参加^{※1}資格の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。以下「不正使用等を行

った研究者」といいます。) や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者※² に対し、不正の程度に応じて以下の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

また、他府省及び他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的研究費の担当に当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、事業名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等）を提供することにより、他府省を含む他の競争的研究費制度において、申請及び参加資格が制限される場合があります。

- ※1 「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指します。
- ※2 「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

不正使用及び不正受給に係る 応募制限の対象者	不正使用の程度		応募制限期間※3
不正使用を行った研究者及び それに共謀した研究者 ※1	1 個人の利益を得るための私的流用		10 年
	2 1 以外	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5 年
		② ①及び③以外のもの	2～4 年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1 年
偽りその他不正な手段により 競争的資金等を受給した研究者 及びそれに共謀した研究者			5 年
不正使用に直接関与していないが 善管注意義務に違反して使用を行った研究者 ※2			善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限 2 年、下限 1 年

以下の場合には申請及び参加資格を制限せず、厳重注意を通知する。

※1 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合

※2 において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※3 応募制限期間は原則、不正使用等が認定され、研究費が返還された年度の翌年度から起算します。なお、不正使用等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案等の概要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、JST において原則公表することとします。また、当該不正事案の概要（事業名、所属機

関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容) について、文部科学省においても原則公表されます。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在文部科学省において公表している不正事案の概要については、以下のウェブページを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

4.5 他の競争的研究費制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している他の競争的研究費制度※において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的研究費制度において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的研究費制度」について、令和 4 年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、令和 3 年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のウェブページを参照してください。

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

4.6 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

4.7 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から 5 年間適切に保管してください。

また、間接経費の配分を受けた研究機関は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の 6 月 30 日までに府省共通研究管理システム（e-Rad）を通じて JST に報告が必要となります（複数の競争的研究費を獲得した研究機関においては、それらの競争的研究費に伴う全ての間接経費をまとめて報告してください）。報告に関する e-Rad の操作方法が不明な場合は、e-Rad の操作マニュアル（https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html）又は「よくある質問と答え」

(<https://qa.e-rad.go.jp/>) を参照してください。

4.8 繰越について

事業の進捗に伴い、試験研究に際しての事前の調査又は研究方式の決定の困難、計画又は設計に関する諸条件、気象の関係、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に支出を完了することが期し難い場合には、翌年度まで継続する複数年度契約の場合、最長翌年度末までの繰越を認める場合があります。

4.9 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的研究費において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定していますので、経費の取扱いについては別添 1 の府省共通経費取扱区分表を参照してください。なお、以下のウェブページにおいても、準備ができ次第、公開予定です。

<https://www.jst.go.jp/coi/download/download.html>

現在、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略 2020」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、競争的研究費に関する制度改善が進められています。これを踏まえ、本事業において、直接経費から COI 加速課題代表者（PI）の人件費、研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することを可能としています。COI 加速課題代表者（PI）の人件費及び研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出する場合には、以下に必要な要件を定めていますので、確認してください。

- 「直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し（バイアウト制の導入）及び、直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について（連絡）」（令和 2 年 9 月 17 日）

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200917.pdf>

4.10 費目間流用について

費目間流用については、JST の承認を経ずに流用可能な範囲を、直接経費総額の 50%以内としています。

4.11 年度末までの研究期間の確保について

JST においては、研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、全ての競争的研究費において以下のとおり対応しています。

- (1) JST においては、事業の完了と研究成果の検収等を行う。
- (2) 会計実績報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。
- (3) 研究成果報告書の提出期限を 5 月 31 日とする。

各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

4.12 研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」（平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会）においては、そもそもの研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」（平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会）にて、大学及び国立研究開発法人等において「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」（以下「機器共用システム」といいます。）を運用することが求められています。

加えて、「研究力向上改革 2019」（平成 31 年 4 月 23 日文部科学省）や「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和 2 年 1 月 23 日総合科学技術・イノベーション会議）においても、研究機器・設備の整備・共用化促進が求められています。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費における管理条件の範囲内において、所属機関・組織における機器共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んでください。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた機器等の使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、上述の機器共用システム以外にも、大学共同利用機関法人自然科学研究機構分子科学研究所において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク事業」、各大学等において「新たな共用システム導入支援プログラム」や「コアファシリティ構築支援プログラム」等により構築している共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

○「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」

(平成 27 年 11 月 25 日 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会)

https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/___icsFiles/afieldfile/2016/01/21/1366216_01_1.pdf

- 「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について（中間取りまとめ）」

(平成 27 年 6 月 24 日 競争的研究費改革に関する検討会)

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm

- 「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて」

(令和 3 年 3 月 5 日 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)

https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/toitsu_rule_r30305.pdf

- 「複数の研究費制度による共用設備の購入について（合算使用）」

(令和 2 年 9 月 10 日 資金配分機関及び所管関係府省申し合わせ)

https://www.mext.go.jp/content/20200910-mxt_sinkou02-100001873.pdf

- 「大学連携研究設備ネットワーク事業」

<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>

- 「新たな共用システム導入支援プログラム」、「コアファシリティ構築支援プログラム」

https://www.jst.go.jp/shincho/program/pdf/sinkyoyo_brochure2020.pdf

4.13 博士課程学生の処遇の改善について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の 3 倍に増加すること（博士後期課程在籍学生の約 3 割が生活費相当額程度を受給することに相当）を目指すことが数値目標として掲げられ、「競争的研究費や共同研究費からの博士後期課程学生に対するリサーチアシスタント（RA）としての適切な水準での給与支給を推進すべく、各事業及び大学等において、RA 等の雇用・謝金に係る RA 経費の支出のルールを策定し、2021 年度から順次実施する。」とされており、各大学や研究開発法人における RA 等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和 2 年 12 月 3 日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成す

る大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RA を雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RA に適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、本事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的に RA 等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本事業へ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

- ・「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」では博士後期課程学生が受給する生活費相当額は、年間 180 万円以上としています。さらに、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員（DC）並みの年間 240 万円程度の受給者を大幅に拡充する等としています。
- ・「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000 円から 2,500 円程度¹の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。」と示しています。
- ・具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にて御判断いただきます。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではありません。
- ・学生を RA 等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

4.14 若手研究者の自立的・安定的な研究環境の確保について

「研究力向上改革 2019」（平成 31 年 4 月 23 日文科科学省）や「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0 の実現で世界をリードする国へ—最終取りまとめ」（令和 2 年 3 月 26 日科学技術・学術審議会総合政策特別委員会）において、特任教員やポ

¹ 競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、博士後期課程の場合 2,000 円から 2,500 円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。（令和 2 年 8 月に公表された「研究大学の教員の雇用状況に関する調査（速報版）」において、特任助教の給料月額中央値が存在する区分（40 万円以上 45 万円未満）の額について、休日等を除いた実労働日（19 日～20 日）の勤務時間（7 時間 45 分～8 時間）で除した上で、博士後期課程学生の身分であることを考慮して 0.8 を乗じることにより算定。）

ストドクター等の任期付きのポストに関し、短期間の任期についてはキャリア形成の阻害要因となり得ることから、5年程度以上の任期を確保することの重要性が指摘されています。

また、国立大学法人及び大学共同利用機関法人については、「国立大学法人等人事給与マネジメント改革に関するガイドライン～教育研究力の向上に資する魅力ある人事給与マネジメントの構築に向けて～」(平成31年2月25日文部科学省)において、「若手教員の育成と雇用安定という二つの観点を実現するためには、任期付きであっても、間接経費や寄附金等、使途の自由度の高い経費を活用することで、5～10年程度の一定の雇用期間を確保するなど、流動性を保ちつつも研究者育成の観点を取り入れた制度設計を推進することが望まれる」と記載されているところです。

これらを踏まえ、本事業により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、実施期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り一定期間(5年程度以上)の任期を確保するよう努めてください。

4.15 プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について

「競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針」(令和2年12月18日改正 競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)に基づき、本事業において雇用する若手研究者について、研究代表者等がプロジェクトの推進に支障がなく、かつ推進に資すると判断し、所属研究機関からの承認が得られた場合には、本事業から人件費を支出しつつ、本事業に従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能です。詳しくは以下を参照してください。

- 「プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等について(連絡)」(令和2年4月10日)

<https://www.jst.go.jp/osirase/2020/pdf/20200414.pdf>

4.16 若手研究者の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」【平成23年12月20日科学技術・学術審議会人材委員会】において、「公的研究費により若手の博士研究員を雇用する公的研究機関および研究代表者に対して、若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組む」ことが求められています。また、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)におい

ても、「産業界へのキャリアパス・流動の拡大」に関する目標が掲げられているところです。さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和 2 年 12 月 3 日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、「高度な専門性と優れた研究力を身に付けた博士人材が、ベンチャー企業やグローバル企業等も含む社会の多様な場で活躍し、イノベーションを創出していくことが不可欠であり、ポストドクターの期間終了後のキャリアパスの多様化に向けた取組が重要である」と述べられています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費（競争的研究費その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金）により、特任教員やポストドクター等の若手研究者を雇用する場合には、当該研究者の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

4.17 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」といいます。）に基づき輸出規制（※）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の 2 つから成り立っています。

物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者に提

供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

経済産業省等のウェブページで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
(Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html>)

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター

<https://www.cistec.or.jp/index.html>

- ・ 経済産業省：安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

4.18 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について

平成 28 年 9 月の北朝鮮による核実験の実施及び累次の弾道ミサイル発射を受け、平成 28 年 11 月 30 日（ニューヨーク現地時間）、国連安全保障理事会（以下「安保理」という。）は、北朝鮮に対する制裁措置を大幅に追加・強化する安保理決議第 2321 号を採択しました。これに関し、平成 29 年 2 月 17 日付けで 28 受文科際第 98 号「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について（依頼）」が文部科学省より関係機関宛に発出されています。

同決議主文 11 の「科学技術協力」には、外為法で規制される技術に限らず、医療交流目的を除くすべての協力が含まれており、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、本決議の厳格な実施に留意することが重要です。

安保理決議第 2321 号については、以下を参照してください。

- 外務省：国際連合安全保障理事会決議第 2321 号 和訳（外務省告示第 463 号（平成 28 年 12 月 9 日発行））

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

4.19 社会との対話・協働の推進について

『国民との科学・技術対話』の推進について（基本的取組方針）」（平成 22 年 6 月 19 日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定）においては、本公募に採択され、1 件当たり年間 3,000 万円以上の公的研究費（競争的資金またはプロジェクト研究資金）の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」により、科学技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるためには、科学技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠であるとされています。また、これに加えて、第 5 期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月 22 日閣議決定）においては、科学技術と社会とを相対するものとして位置付ける従来型の関係を、研究者、国民、メディア、産業界、政策形成者といった様々なステークホルダーによる対話・協働、すなわち「共創」を推進するための関係に深化させることが求められています。これらの観点から、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する取組みや、多様なステークホルダー間の対話・協働を推進するための取組みが求められています。このことを踏まえ、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の本活動について、積極的に取り組むようお願いします。

（参考）「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/taiwa_honbun.pdf

（参考）「第 5 期科学技術基本計画」

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5honbun.pdf>

4.20 オープンアクセスおよび研究データマネジメントについて

JST では、オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する基本方針を平成 29 年 4 月に発表しました。本方針では、本事業での研究活動における研究成果論文のオープンアクセス化や研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。

については、本事業に参加する研究者は、研究成果論文について、機関リポジトリやオープンアクセスを前提とした出版物などを通じ、原則として公開していただきます。また、研究機関におけるデータポリシー等を踏まえ、研究活動により成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプランを作成し、研究計画書と併せて JST に提出していただき、本プランに基づいた研究データの保存・管理・公開を実施した上で研究活動

を遂行していただきます。なお、本プランは、研究を遂行する過程で変更することも可能です。

詳しくは、以下を参照してください。

- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針

<https://www.jst.go.jp/all/about/houshin.html#houshin04>

- オープンサイエンス促進に向けた研究成果の取扱いに関する JST の基本方針運用ガイドライン

https://www.jst.go.jp/pr/intro/openscience/guideline_openscience.pdf

なお、JST は、記載内容の把握、研究者への支援や基本方針への反映（改正）を目的に、データモジュール数、データの種別、公開の種別、保存場所等の統計データを分析します。分析した統計データについては公開を想定していますが、個々の個人データや名前がわかるもの等は一切公開いたしません。

※生命科学系データについては「4.21 バイオサイエンスデータベースセンターからのデータ公開について」も参照してください。

なお、COI 加速支援では、共創の場形成支援のプログラム間の相乗効果による成果の最大化を図る観点から、産学共創プラットフォーム共同研究推進プログラム（OPERA）及び共創の場形成支援プログラム（COI-NEXT）を含むプロジェクト間において公開可能な成果データの相互の活用・連携の取組を推奨します。このため、JST は COI 加速課題の許諾を得た上で、データマネジメントプランの内容を、上記の他のプロジェクトに開示することがあります。

4.21 バイオサイエンスデータベースセンターからのデータ公開について

バイオサイエンスデータベースセンター（NBDC）（<https://biosciencedbc.jp/>）は、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進するために、平成 23 年 4 月に国立研究開発法人科学技術振興機構に設置されたものです。「ライフサイエンスデータベース統合推進事業の進捗と今後の方向性について」（平成 25 年 1 月 17 日）では、同センターが中心となってデータ及びデータベースの提供を受ける対象事業の拡大を行うこととされています。

これらを踏まえ、本事業により得られる次の種類のデータおよびデータベースについて、同センターからの公開をお願いします。

No.	データの種類	公開先	公開先 URL
1	構築した公開用データベースの概要	Integbio データベース スカタログ	https://integbio.jp/dbcatalog/
2	論文発表等で公表した成果に関わるデータの複製物、又は構築した公開用データベースの複製物	生命科学データベース スアーカイブ	https://dbarchive.biosciencedbc.jp/
3	2のうち、ヒトに関するもの	NBDC ヒトデータベース	https://humandbs.biosciencedbc.jp/

<問い合わせ先>

国立研究開発法人科学技術振興機構バイオサイエンスデータベースセンター

電話：03-5214-8491

e-mail: nbdc-kikaku@jst.go.jp

4.22 論文謝辞等における体系的番号の記載について

本事業により得た研究成果を発表する場合は、本事業により助成を受けたことを表示してください。

論文の Acknowledgment（謝辞）に、本事業により助成を受けた旨を記載する場合には「体系的番号」を含めてください。論文投稿時も同様です。本事業の 10 桁の体系的番号は、JPMJCA〇〇〇〇（〇〇〇〇は課題個別に付与）です。

論文中の謝辞（Acknowledgment）の記載例は以下のとおりです。

【英文】

This work was supported by JST Grant Number 【JPMJCA1¥2234】.

【和文】

本研究は、JST COI プログラム 令和 4 年度加速支援 JPMJCA2234 の支援を受けたものです。

※論文に関する事業が二つ以上ある場合は、事業名及び体系的番号を列記してください。

4.23 競争的研究費改革について

現在、政府において、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」や「統合イノベーション戦略 2020」、「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」を受け、更なる研究費の効果的・効率

的な活用を可能とするよう、競争的研究費に関する制度改善について議論されているところ、公募期間内に、これらの制度の改善及びその運用について他の競争的研究費事業にも共通する方針等が示された場合、その方針について、本事業の公募及び運用において適用する際には、改めてお知らせします。

4.24 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について

(1) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本事業の応募、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和 3 年 2 月 1 日改正）^{※1} の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※1「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下のウェブページを参照してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

(2) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」といいます。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。）

このため、以下のウェブページの内容を確認の上、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）から令和 3 年度版チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、委託研究契約締結前の指定する期日までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課競争的研究費調整室に、e-Rad を利用して提出（アップロード）してください。

なお、既に令和 3 年度版チェックリストを提出している研究機関は、今回新たに提出する必要

はありません。ただし、研究機関は、令和 4 年度版チェックリストを令和 4 年 12 月 1 日までに提出する必要があります。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費等の配分を受けない機関については、チェックリストの提出は不要です。

チェックリストの提出方法の詳細については、以下の文部科学省ウェブページを参照してください（下記の URL は、令和 3 年度版チェックリストに関する内容ですので、令和 4 年度版チェックリストについては、令和 4 年度以降に、e-Rad 若しくは文部科学省のホームページをご確認ください）。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。

e-Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分に注意してください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブページを参照してください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、不正防止に向けた取組について研究機関のウェブページ等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いします。

4.25 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について

(1) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）※¹ を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※¹ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブページを参照してください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

(2) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェ

チェックリストの提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト（以下「研究不正行為チェックリスト」といいます。）を提出することが必要です。（研究不正行為チェックリストの提出がない場合の契約は認められません。）

このため、以下のウェブページの内容を確認の上、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）から令和3年度版研究不正行為チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、委託研究契約締結前の指定する期日までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課研究公正推進室に、e-Radを利用して提出（アップロード）してください。

なお、既に令和3年度版研究不正行為チェックリストを提出している研究機関は、今回新たに提出する必要はありません。ただし、研究機関は、令和4年度版研究不正行為チェックリストを令和4年9月30日までに提出する必要があります。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関以外は、研究不正行為チェックリストの提出は不要です。

研究不正行為チェックリストについては、以下の文部科学省ウェブページを参照してください（下記のURLは、令和3年度版研究不正行為チェックリストに関する内容ですので、令和4年度版研究不正行為チェックリストについては、令和4年度以降に、e-Rad 若しくは文部科学省のホームページをご確認ください）。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00001.htm

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。

e-Rad への研究機関登録には通常2週間程度を要しますので、十分に注意してください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブページを参照してください。

<https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

(3) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(i) 契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案

に応じて、委託契約の解除・変更を行い、委託費の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、以下の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等（以下「文部科学省関連の競争的研究費制度等」といいます。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度（以下「他府省関連の競争的研究費制度」といいます。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的研究費制度等及び他府省関連の競争的研究費制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

特定不正行為に係る応募制限の対象者			特定不正行為の程度	応募制限期間※
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者			10 年
	2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7 年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5 年
		上記以外の著者		2～3 年
	3. 1. 及び 2. を除く特定不正行為に関与した者			2～3 年
	特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3 年
当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの			1～2 年	

※ 応募制限期間は原則、特定不正行為があったと認定された年度の翌年度から起算します。

なお、特定不正行為が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

(iii) 競争的研究費制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

文部科学省関連の競争的研究費制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的研究費制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

(iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該不正事案等の概要（研究者氏名、事業名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容）について、JSTにおいて原則公表することとします。また、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省においても原則公表されます。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

4.26 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業への研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した研究課題が採択された後、委託研究契約の締結手続きの中で、研究代表者は、本事業への研究課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

4.27 e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報（事業名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額、実施期間及び課題概要）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている

情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後適宜本事業のウェブページにおいて公開します。

4.28 e-Rad からの内閣府への情報提供等について

第5期科学技術基本計画（平成28年1月閣議決定）においては、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策を推進するため、公募型資金について、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）への登録の徹底を図って評価・分析を行うこととされており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。これを受けて、CSTI 及び関係府省では、公募型研究資金制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報や会計実績の e-Rad での登録を徹底することとしています。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報及び競争的研究費に係る間接経費執行実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることとなります。なお、各研究代表者やプログラム代表者の個別の研究成果情報・会計実績情報について、e-Rad に登録が難しい場合は、JST から内閣府にその情報を提供することがあります。

4.29 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。

researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmap に登録くださるよう、御協力をお願いします。

4.30 JST からの特許出願について

研究機関が発明等を権利化しない場合、JST がそれを権利化する場合があります。そのため、研究機関が発明等を権利化しない見込みである場合は、速やかに当該発明等に関する情報を任意の様式で研究者から JST に通知してください。（上記の「当該発明等に関する情報」とは、研究機関内

で用いた発明届の写し等、JST が出願可否を判断するために必要とする情報を指します。)

JST は受領した通知に基づき検討を行い、その結果、当該発明等を JST が出願可と判断する場合には、研究機関と JST との間で別途「特許を受ける権利譲渡契約」を締結します。

4.31 研究支援サービス・パートナーシップ認定制度について

「知識集約型の価値創造に向けた科学技術イノベーション政策の展開—Society 5.0 の実現で世界をリードする国へ—最終取りまとめ」(令和 2 年 3 月 26 日科学技術・学術審議会総合政策特別委員会)においては、「行政が公的な事業として実施していた研究支援や研究成果の社会への還元等について、強い思いと情熱を持ちビジネスとして実施するスタートアップが出現し始めていることを踏まえて、新たな官民連携の仕組みの形成が求められる。」としています。

そのような中、文部科学省は、令和元年度に「研究支援サービス・パートナーシップ認定制度」を創設しました。本制度は民間事業者が行う研究支援サービスのうち、一定の要件を満たすサービスを「研究支援サービス・パートナーシップ」として文部科学大臣が認定することを通じ、研究者の研究環境を向上させ、我が国における科学技術の推進及びイノベーションの創出を加速するとともに、研究支援サービスに関する多様な取組の発展を支援することを目的としており、令和 2 年度までに 9 件のサービスを認定しています。

認定された各サービスの詳細は以下の文部科学省ウェブページより参照していただけます。ぜひご活用ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kihon/1422215_00001.htm

4.32 研究機関における研究インテグリティの確保について

政府においては、令和 3 年 4 月に「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」(令和 3 年 4 月 27 日 統合イノベーション戦略推進会議)が決定されていますが、当該方針においては、「我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっている。」ことが指摘されています。

ついては、各研究機関においては、当該方針の趣旨を踏まえ、研究インテグリティの確保に関す

る取組を進めていただくとともに、関係者にも周知をお願いします。

なお、研究機関の研究インテグリティの確保の状況などについて、必要に応じて確認することがあります。

○研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和 3 年 4 月 27 日 統合イノベーション戦略推進会議決定）

https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/integrity_housin.pdf

第5章 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募方法等について

5.1 e-Rad について

e-Rad とは、各府省が所管する公募型研究資金制度の管理に係る一連のプロセス（応募受付→採択→採択課題の管理→研究成果・会計実績の登録受付等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

※ 「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electric（電子）の頭文字を冠したものです。

- ・ システムのマニュアルは、e-Rad ポータルサイトに掲載していますので、必ずご確認ください。

研究機関向け操作マニュアル：https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html

5.2 e-Rad を利用した提案書類の提出について

応募は、e-Rad からの応募情報登録（提案書類のアップロード）が必要となります。

- ・ 本加速支援は、「研究機関単位」の応募であるため、e-Rad の「応募情報登録における代表研究機関」は中核機関とします。
- ・ 提案書の作成は、中核機関に属する COI 加速課題代表者（PI）が取りまとめて行い、e-Rad を利用した応募情報登録は中核機関の e-Rad 事務代表者が行ってください。
- ・ 本提案においては科研費等のように研究者個人の研究者番号を利用した提案はできませんので注意してください。
- ・ 提案書と e-Rad の記載に、齟齬がないように十分に注意してください。提案書の記載内容を修正した場合、e-Rad 応募情報にも最新の情報が転記されているよう必ず修正してください。
- ・ 審査の過程で、提案書と e-Rad の記載内容に齟齬が判明した場合、提案書の記載を正として審査を進めます。予めご了承下さい。

5.3 e-Rad の使用に当たっての留意事項

本加速支援に中核機関として提案を希望する機関は、提案時までに e-Rad に研究機関登録されていることが必要となります。

中核機関で 1 名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、e-Rad ポータルサイト（以下、「ポータルサイト」という。）から研究機関登録申請の様式をダウンロードして、郵送で申請を行

ってください。登録まで日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

5.4 システムを利用した申請の流れ

e-Rad への研究機関登録

中核機関で 1 名、事務代表者を決め、e-Rad ポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を行います。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

参照 : <https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>



事務代表者のログイン

システム運用担当から所属研究機関通知書（事務代表者のシステムログイン ID、初期パスワード）が届きます。通知書に記載されたログイン ID、初期パスワードを入力してログインします。

参照マニュアル : e-Rad 操作マニュアル 0. 共通編「0.7 ログイン方法」



部局情報、事務分担者情報、職情報、研究者情報の登録

e-Rad 上で、部局情報、事務分担者（設ける場合）、職情報、研究者（COI 加速課題代表者（PI））を登録し、事務分担者用及び研究者用の ID、パスワードを発行します。

参照マニュアル : 研究機関事務代表者向け操作マニュアル 1. 研究機関手続き編
2. 研究者手続き編、3. 研究機関事務分担者手続き編



公募要領・申請様式の取得

e-Rad で受付中の公募の一覧を確認して、募集要項と提案書様式をダウンロードします。もしくは、募集ホームページから当該ファイルをダウンロードします。

参照 : <https://www.jst.go.jp/coi/download/download.html>



応募情報の入力と提出

システムに必要な事項を入力及び提案書類を中核機関の事務代表者がアップロードします。



JST にて応募情報を受理

5.5 e-Rad の操作方法に関する問い合わせ先

COI 加速支援そのものに関する問合せは JST の担当部署にて受け付けます。

e-Rad の操作方法に関する問合せは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。

COI プログラムホームページ及び e-Rad ポータルサイトをよくご確認の上、問い合わせてください。

○COI プログラムホームページ：<https://www.jst.go.jp/coi/>

○e-Rad ポータルサイト：<https://www.e-rad.go.jp>

COI 加速支援に関する問い合わせ及び提案書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ	JST イノベーション拠点推進部 企画課	03-6272-4602(TEL) 10:00～17:00※土曜日、日曜日、祝日を除く。 coi@jst.go.jp (e-mail) ※お急ぎの場合を除き、原則として、お問い合わせは電子メールでお願いします。
e-Rad の操作方法に関する問い合わせ	e-Rad ヘルプデスク	0570-066-877 (ナビダイヤル) 9:00～18:00※土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く。

5.6 提案書類提出・作成時の注意事項

- ① 応募申請に当たっては、応募情報の Web 入力と申請様式の添付が必要です。アップロードできる申請様式の最大容量は 10MB です。ファイル中に画像データを使用する場合はファイルサイズに注意してください。やむを得ず上限値を超える場合は、アップロードする前に JST 担当部署に問い合わせてください。
- ② 提出締切日時までに、応募のステータスが「配分機関受理待ち」又は「受理済」となっていない申請は無効となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。これらのステータスにならない場合は、提出締切日までに余裕をもって JST 担当部署まで連絡してください。
- ③ e-Rad による応募情報登録は締め切りの数日前に余裕をもって行ってください（締め切り間際はシステムが混雑し、大変時間がかかる場合があります）。
- ④ 提案書類に不備等がある場合は審査対象とはなりませんので、募集要項及び提案書様式の

注記等を熟読の上、注意して記入してください。（提案書様式のフォーマットは変更しないでください。）募集締切後の提案書類の差替えは固くお断りいたします。また、提案書類の返却は致しません。

5.7 e-Rad の操作方法と注意事項

（１）e-Rad 利用時の注意点【重要】（必ずお読みください。）

① PC 環境の確認

e-Rad を利用する前に必ず PC の推奨動作環境をご確認ください。利用する PC 環境により推奨ブラウザが異なる場合がありますのでご注意ください。

- ・推奨動作環境は、下記のホームページをご覧ください。

https://www.e-rad.go.jp/operating_environment.html

② e-Rad 登録入力

e-Rad システムでは、負荷軽減のために画面表示後に経過時間をカウントし始め、画面右上の「画面を表示してから経過した時間」が 1 時間経過すると強制的にタイムアウトします。応募情報登録のデータ入力中であっても一時保存又は確定されなかったデータは保存されませんので十分にご注意ください

（２）公募名

本 COI 加速支援での公募名は下記です。間違えて応募しないよう、必ず公募名を確認してから e-Rad の操作を行ってください。

COI プログラム 令和 4 年度加速支援（COI 加速支援）

（３）提出書類について

必須となる提出ファイルは、以下の①,②,④,⑤,⑥の 5 ファイルです。

なお、③（追加様式 3-1）提案書【委託費上限超過申請理由】については、特段の理由があり、委託費の上限 1.0 億円（直接経費）を超えて申請する場合（「2.4 委託費」に記載）にのみ、作成・提出してください。

また、以下に留意して書類を作成・提出してください。

- ・ Word 形式の提案様式は全て PDF 化して提出してください。
- ・ ①については、様式 1 と様式 2 を 1 つのファイルにまとめています。1 つのファイルのまま PDF 化し、提出してください。

- ・ e-Rad システムの都合上、①を申請様式として提出し、残りのファイルは参考資料ファイルとして提出ください。

- ① （様式 1）提案書【基本情報】 + （様式 2）提案書【COI 加速課題構想の詳細】（**必須**。PDF ファイルでアップロードしてください）
- ② （様式 3）提案書【資金計画】（**必須**。Excel ファイルでアップロードしてください）
- ③ （追加様式 3-1）提案書【委託費上限超過申請理由】（**必要に応じて提出**。Excel ファイルでアップロードしてください）
- ④ （様式 4）提案書【提案に関する補足情報】（**必須**。PDF ファイルでアップロードしてください）
- ⑤ （様式 4-1）提案書【COI 加速課題参加者リスト】（**必須**。Excel ファイルでアップロードしてください）
- ⑥ （様式 4-2）提案書【他制度での研究費助成等の受給状況の調査票】（**必須**。Excel ファイルでアップロードしてください）

（４）応募情報状況確認

e-Rad 研究機関事務代表者向け操作マニュアル「6.2（２）課題の検索」を参照し、応募課題を検索してください。

該当課題の応募状況「状態（申請進行）」が「配分機関処理中」であれば操作は完了しています。
応募締切日時までに応募状況が「配分機関処理中」となっていない提案書は無効となります。

なお、公募締切後にJSTで課題の受理を行うと「申請の種類（ステータス）」が「受理済」となります。ただし、JSTによる課題の受理は公募締切後すぐではなく、日数を要する場合がありますのでご承知おきください。